9 月 13 日開催された地方教育行政研･京教組合同学習会で、「『改悪教基法』による教育振興基本計画とは何か？－『教育振興基本計画』の検討－」と題して市川哲氏（地方教育行政研事務局長）が講演を行いました。その時の講演レジメに市川氏が補筆・訂正したものを紹介します。

2008 年度地方教育行政研究会･京教組第 4 回合同学習会

「『改悪教基法』による教育振興基本計画とは何か？ －『教育振興基本計画』の検討－」

2008年9月13日（市川　哲）

（目次）

はじめに－OECD も認める公教育費の少なさ－　･･･1
Ⅰ　教育振興基本計画とは　･･･2
Ⅱ　教育振興基本計画構想とその意味　･･･3
Ⅲ　教育振興基本計画の具体化－中教審における論議とその限界－　･･･4
Ⅳ　教育振興基本計画の具体化－2003 年 3 月中教審答申、2008 年 4 月中教審答申、2008 年 5 月文科省原案、2008 年 7 月閣議決定－　･･･5
Ⅴ　教育振興基本計画の内容の検討－08.4 中教審案と閣議決定されたものとの比較－　･･･7
Ⅵ　教育振興基本計画に対する取り組みについて　･･･8
おわりに　･･･9

はじめに－OECD も認める公教育費の少なさ－

- 「教育への公的支出比率－日本、２８カ国中最低－」（「朝日」、「読売」08.9.10）
  - 国や地方自治体から教育機関に出される公的支出の割合（05 年）を OECD（経済協力開発機構）が比較：日本は GDP（国内総生産）比 3.4%（28 カ国中最低；03 年も最低、04 年は下から２番目）
  - 私費負担の割合は就学前教育と高等教育で加盟国平均を大きく上回る（私費負担割合：就学前教育 55.7%＜加盟国平均 19.8%＞、高等教育 66.3%＜同 26.9%＞）
  - OECD 教育局が「各国が教育予算を増やす傾向にあり、日本と差が開きつつある」、「教育に戦略的投資をどう確保していくかが日本の課題」と指摘

- 実は、教育振興基本計画の策定過程で、文科省は１０年間で教育費を GDP 比 5.0%まで引き上げることを同計画に明記するよう求めていた（文科省はエライ？）

- 教育振興基本計画の策定過程における文科省の主張（「新教育の森：教育振興基本計画　予算増の数値目標、明記したい文科省」：「毎日」08.5.26）
-
  - 公的教育支出が少ない：日本は GDP 総額が４９２兆円に対し、教育支出は１７・２兆円（０４年）で、GDP 比３・５％。それに対して、OECD 加盟国の平均は５％

- 文科省によれば、GDP 比の目標を掲げるのは「国力である GDP を国家としてどんな政策選択に向けていくかを示す値」だから

・ **これに対して、財務省**は自作のデータを用いた反論書『教育予算をめぐる論議について』（副題が「事実に基づいた教育政策のために」）を提出（同上、「新教育の森」）

- 「日本は小さな政府」を目指しているので、国と地方が支出する予算そのものも合計で GDP 比３７・２％であり、OECD 平均の４２・１％に比べて少ない　→　したがって、GDP に占める公費支出が少ないので、当然に教育費の対 GDP 比も小さくなる：これは国や自治体が金を出さないのは良いことだとする主張

- 「生徒１人当たりの教育支出を国民１人当たりの GDP で割ると、日本は２０・９％で、主要先進国（２１・４％）とそん色ない」（反論書）：この数値を出す手法を、財務省は「為替レートの影響を排除するためだ。単純に全教育支出を生徒数で割った１人当たりの額で比較しても、為替レートの影響を排除できず、正確に比較できない」とする
  - これに対して、文科省の担当者：これは「あまり意味のある数値と思えない」
  - しかも、ここで言う「主要先進国」は、米国、イギリス、ドイツ、フランスに日本を加えた５カ国のみ。このうち、GDP 比でみた全教育支出が OECD 平均を上回るのは米仏だけであり、もともと公費支出が少ない国を取り上げる（05 年は英国が平均値程度で、米国は平均を割る）　→　同じ手法でデータ不足の４カ国を除く２６カ国の OECD 平均値を出すと２２・１％（04 年ベースの日本の場合、GDP 総額が４９２兆円なので１％が約５兆円に相当）
- **財務省：**この数値を根拠に「日本も他国並みに教育に金をかけている」「金をかければ教育が改善するわけではない。教育は質が重要だ」。基本計画について「投資目標ではなく、学力水準や規範意識をどの程度向上させるのかなどの『成果指標』を掲げるべきだ」
- それに対して**文科省：**「例えば、『どれだけ定数を増やせば、どれだけ教師の手が空くか』などの効果を定量的に示したデータはない。中教審でも十分な議論がなされていないことを文科省として書き込むのは難しい」、少人数教育と学力向上の関係もきちんと実証されておらず、「投資の効果は投資してみなければ分からない」

・ **こうした財務省と文科省のやりとりは**

- 財務省＝教育委員会等が要求運動に対して行ってきた主張と瓜二つ：教師を増やしても教育が良くなるという保障はない、教育条件を良くしたらどんな成果が上がるのか
- 文科省＝要求に対して科学的なデータをとるわけでもなく、「反論」にもならない反論ですましてきたことの報い。くわえて、それが「正論」であるとしても国民的な力になっていないので「小さな政府」、「構造改革」にはしる政府の中では実現しない

Ⅰ　教育振興基本計画とは

・ 改悪教育基本法第 17 条１項

「政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない」

- ２００８年７月１日、初めての教育振興基本計画が閣議決定され、国会に報告された
  - 「今後おおむね１０年先を見通した教育の目指すべき姿と、平成２０年度から２４年度

までの５年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策について示」したもの（「同計画」）

なお、教育振興基本計画は地方で地方計画を策定する努力を求めている

・ 改悪教育基本法第 17 条 2 項

「地方公共団体は、前項の計画を**参酌**し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」

- ➢ 地方自治法はその地域における総合的・計画的な行政運営の指針となる「基本構想」を議会の議決を経て制定することを求めている。それと関連させて法律が規定するものではないが「教育計画」をもつ自治体もある。改悪教基法により、教育計画の策定が努力義務となった

・ 改悪教育基本法のもとで、地方で教育計画を策定する際に問題となるのは「**参酌**」の解釈

- ➢ 『最新法令用語の基礎知識　改訂版』（ぎょうせい）
  - ✧ 参酌：「各種の事情や条件などを考慮に入れ、これらをもとにして判断すべきであるという意味を表そうとするとき」に使われる
- ➢ 『法律用語辞典』（有斐閣）
  - ✧ 「比較参照すべき一定の事情、条件等を考慮に入れて、判断すること」

- ➢ したがって、教育振興基本計画の内容を考慮して、地方自治体が（教育における地方自治の原則に基づいて）基本的な計画を決めればよい、というのが法律の解釈（後述の 1976 年「学テ」判決参照）

  - ✧ ところで、地方自治体は果たしてそのように踏ん張れるか？：　例）橋下 Vs 大阪府教委 Vs 市町村教委
    - ● 一般行政が「優位」になってきている（「教育行政の一般行政からの独立」の原理を無視したり、邪魔者扱いする首長）
    - ● 一方、教育委員会関係者に文科省に従うことが地方教育行政であると捉える実態がある

Ⅱ　教育振興基本計画構想とその意味

・ 教育振興基本計画の議論が始まったのは**「教育改革国民会議」**（2000 年 3 月～同 12 月）

- ➢ 2000 年 5 月 11 日（第 4 回）：江崎座長から「教育振興基本計画の策定等による教育に対する財政面の抜本的拡充」が分科会を超えた共通の審議事項として出される
- ➢ 9 月 6 日（第 7 回）：「教育財政、教育振興基本計画についての審議」
- ➢ 中間報告（9 月 22 日）：「教育基本法の見直しについて国民的議論を」の文言が政治的に入れられ、かつ「教育施策の総合的推進のための教育振興基本計画を」の項目が盛り込まれる
- ➢ 11 月 30 日（第１１回）：江崎座長：科学技術基本法と科学技術基本計画により国の財政支出が大幅に増えたことにならって「教育についても国際的に日本の政府は公共資材を十分に出していない。・・教育基本法とできれば連動したような格好で教育基本計画を作るべき」と発言
- ➢ 答申（12 月 22 日）：「教育への投資を惜しんでは、改革は実行できない。教育改革を実行するための財政支出の充実が必要であり、目標となる指標の設定も考えるべきである」「教育改革に関する基本的な方向を明らかにするとともに、教育施策の総合的かつ計画的な推進を

図るため、科学技術基本計画や男女共同参画基本計画のように、教育振興基本計画を策定する必要がある」：新教育基本法と教育振興基本計画を一体的に理解

✧ なぜ「教育改革国民会議」で教育振興基本計画が取り上げられたのか？
- 「もともと文科省をはじめ教育界は基本法を変える熱意は薄かったとされる。そうした教育界を巻き込む呼び水の役割を果たしたのが教育振興基本計画の策定を盛り込めば安定財源を確保できるという期待を持たせることであった」（「山陰中央新報」08.7.2）

・ 2001 年 11 月 26 日：遠山文科大臣が「教育振興基本計画の策定について」、「新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方について」をセットで中央教育審議会に諮問
  - ➢ 教基法について審議した中教審基本問題部会第１回会合（02 年 2 月）で、早速、「教育振興基本計画（柱立て）〈素案〉」が資料として配布される：教育振興基本計画の策定を既定路線化
  - ➢ 03 年 3 月中教審答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」：教育振興基本計画に盛り込む 43 の政策目標を想定

・ 03 年 5 月、「与党教育基本法に関する協議会」が教基法改悪案の議論を始める
・ 与党協議会最終報告（06 年 4 月）を受けて、政府案が閣議決定され、逐条審議もおこなわないまま同年 12 月 22 日、自公与党の数を頼んだ強行によって教基法全面改悪

Ⅲ 教育振興基本計画の具体化－中教審における論議とその限界－

・ 遠山文科大臣の試問を受け、基本問題部会を設けて中教審が教育振興基本計画と教基法について議論を始める（2001 年 11 月）
  - ➢ 第 10 回部会（2002 年 6 月 1 日）：「教育振興基本計画は基本法の中に入れない方がいい」、「基本法は理念法であり、一方で基本計画は方法論・技術論を含む中身の話であるから、両者は切り離して考えた方がいい」など、教育振興基本計画を教基法と絡めて議論することや両者を関連させることへの異論もあった
    - ✧ そのため、事務局（文科省）は「基本計画の根拠規定だけ基本法に盛り込んでおいて、中身は別途作ることとすれば、かなり分離させた考えになると思うので、また検討させていただく」と妥協
  - ➢ 第 11 回部会（6 月 25 日）：しかし、すぐに巻き返しを図り、法案になにもかもを書くわけにはいかないので「教育基本法を」「かなりの程度溶け込ませ」た「教育振興基本計画をできるだけ早いうちに、少なくとも中間報告を出すべきである」と鳥居部会長が発言
    - ✧ 文科省も「１５年度の概算要求の時期がそろそろ迫ってきて」いるので、教育振興基本計画は単年度の概算要求と直接リンクするものではないが、将来的な基本計画という捉え方をすれば「概算要求に間に合う時点で、何らかの形で御意見がいただければありがたい」と懇請　→　教基法改悪に先立って、今後数年にわたる予算（金）の道筋をつけておきたい、という思惑
    - ✧ それを応援する発言も：教育費を OECD 並の GDP 比で確保しなければ「国の未来にかかわって政策を誤るのではないかという気がいたしますので、そういう観点で、計画を立てる際もきちんとした財政の裏づけをやっていただきたい」

- ✧ しかし、反論も
  - 「予算的な措置を基本計画にどこまでビビッドに入れるかどうか。・・予算獲得のためにこんなことをワーワー言ってるのかねという話にされても困りますよね」
  - 地方分権改革推進会議で「義務教育費の国庫負担の問題について・・例えば生徒の数とか、あるいはクラスの数とか、そのようなものを加味したもう少し客観的な考え方ができないのだろうか」、また、「それを国庫負担金という形で出すよりは、むしろ地方である程度自由裁量がきくような形をとるべきではなかろうかという意見」や栄養職員や事務職員については地方に任せた方がよいとする意見も出ていることが紹介される　→　教育財政の大枠の変更もあることを匂わせて牽制
- ✧ ついに**文科省は泣き言**を：地方分権改革推進会議、経済財政諮問会議、政府税調などは決して単年度に限定された議論のみをしているわけではない・・・。中教審もそれらと同等の「高いレベルの会議」だ！？
  - 事務局　:「　・・私どもとしては中教審は文部科学省の最高の審議会だと思っておるわけでございまして・・。ただ、私どもは、教育振興基本計画というのは、単に単年度の予算という話ではなくて、やはり２０２０年、あるいは２０３０年の我が国を見通した時点で、今の教育について、何に力を入れていかなければいけないかということを、高い立場でぜひとも御論議をいただきたいと思っております。そのことは経済財政諮問会議や地方分権改革推進会議、あるいは税制調査会、様々な当該年度の現在の課題について御論議いただく非常に高いレベルの会議と比べても、中教審の地位がそれ以下のものではないと信じているのでございます」
    - ➢ 小泉政権時代、経済財政諮問会議や地方分権改革推進会議は民間人も含むインナーキャビネット（閣内内閣）として絶大な力をもっていた（文科大臣はそのメンバーではなく、教育問題が議論されるとき、臨時委員として招集される）。この地方分権改革推進会議の西室泰三議長（東芝取締役会長）が基本法部会の委員として入っていた　→　地方分権改革推進会議の議論が部会を方向付ける可能性

Ⅳ　教育振興基本計画の具体化－2003 年 3 月中教審答申、2008 年 4 月中教審答申、2008 年 5 月文科省原案、2008 年 7 月閣議決定－

- ・ 教基法改悪と同時に、あるいはそれに先行して教育振興基本計画に目鼻を付けたいという文科省の思惑は構造改革派の反対によって中教審基本法部会で頓挫する中、**2003 年 3 月 20 日**、中教審答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」が出される
  - ➢ 答申は「施策の総合化・体系化、また重点化によって教育投資の効率化に努めるとともに、政策評価の結果を適切に反映させる」ための教育振興基本計画の必要性に言及し、計画への盛り込みが想定される政策目標を４３項目挙げる
  - ➢ しかし、文科省が望んだ具体的な数値目標は設定されず、「現在の厳しい財政状況の下で、未来への先行投資である教育投資の意義について、国民の支持・同意を得るためには、今まで以上に教育投資の質の向上を図り、投資効果を高めることにより、その充実を図っていくことが重要である」との文言が入った

- ・ その後、2007 年 2 月 6 日に中教審に教育振興基本計画特別部会が設置される（なお部会長は三村日本経団連副会長・新日鉄会長であり、西室氏は外れる）

・ 教育振興基本計画特別部会は14回開催され、**2008年4月18日**に中教審が「教育振興基本計画について～「教育立国」の実現に向けて～」を答申

➢ 答申は「目指すべき教育投資の方向」として「今後10年間を通じて、上述した教育の姿の実現を目指し、必要な予算について財源を確保し、欧米主要国と比べて遜色（そんしょく）のない教育水準を確保すべく教育投資の充実を図っていくことが必要である」ことを指摘

✧ 答申に数値目標がなく、かつあいまいな表現に止まっていることに対して、自民党文教族は財政当局に配慮し過ぎ、中教審の答申案をそのまま閣議決定させるために財務省との事前調整を受け入れたと、文科省の弱腰に猛反発（鈴木じゅんじ自民党衆議院議員HP）

・ **2008年5月23日：文部科学省が教育振興基本計画案**

✧ 文科省は自民党文教族や教育再生懇談会などの圧力、応援を受けて中教審答申を“バージョン・アップ”（したつもり！？）

- 自民党文教族：4月23日に文部科学部会・文教制度調査会合同部会で決議をあげ、歴代文科大臣らが党執行部に申し入れ
- 教育再生懇談会：5月20日に教育費をGDP比５％程度に引き上げる目標などを教育振興基本計画に盛り込むよう提言

✧ 文部科学省が教育振興基本計画案の内容：①公財政教育支出のGDP比をOECD諸国並の5.0パーセントに引き上げること、そのことによる②幼児教育の無償化、③初等中等教育段階の教員増、④高等学校、高等教育への就学機会の確保、⑤高等教育段階の教育研究の水準の維持・向上と国際的競争力をつけること。数値目標に、１０年間で教育関連予算の国内総生産（GDP）比を現行の３・５％から５％に増やす、小中学校の教職員定数を５年間で２万５０００人増とするなどをあげる

✧ なお、GDP比５・０％にすると単純計算で新たに７・４兆円の予算が必要とされる。その使途について文科省があげたのは、

- 教職員５年で２万５０００人増（人件費１７５０億円）
- 年収２００万円未満の家庭の大学・短大生の授業料免除、５００万円未満は半額免除、私立の高校・大学生などへの授業料減額（これらで約２・２兆円）
- すべての学校施設の耐震化（約１兆円）
- ３～５歳児までの幼稚園と保育所の無償化（約７７００億円）

✧ こうした文科省の大盤振る舞いに対して財務省は「財源や使途が不明」と反発

➢ なぜ文科省は「現状で不足している予算を検証・積算し、必要な金額を導く」という説得的な手法を取らなかったのか？それは、文科省がまともなデータをもたず、したがって説得力のある説明ができなかったから

✧ 「例えば、『どれだけ定数を増やせば、どれだけ教師の手が空くか』などの効果を定量的に示したデータはない。中教審でも十分な議論がなされていないことを文科省として書き込むのは難しい」（文科省幹部）、少人数教育と学力向上の関係もきちんと実証されておらず、「投資の効果は投資してみなければ分からない」（同）：前掲「新教育の森」

- 「朝日」(08.7.2)がこれを辛辣に批判：「何せ付け焼き刃である。なぜ、５％なのか、２万５千人なのか。この投資でどんな成果が得られるのか。説得力に乏しかった。ただでさえ、歳出削減を求められる時代に、ただ金をよこせ、人を増やせだけではさすがに通らなかった」

✧ なお、教員増には総務省も反対であった
- 2010 年 4 月 1 日までの 5 年間で 6.2%の人員削減を進めている地方自治体で 2 万 5000 人の教員増は「地方財政なり地方公務員の定員の関係に非常に大きな影響を及ぼす問題」で、教員増により「地方の一般公務員をさらに削減する必要が生じてしまう」（5 月 26 日総務省滝野事務次官の会見）。

・ 結局、文科省は具体的な予算に結びつく数値目標を教育振興計画に入れることに失敗
- ➢ 2008 年 6 月 27 日：渡海文部科学相、額賀財務相、増田総務相、町村官房長官の 4 閣僚の交渉で文科省が数値目標を盛り込まないことで合意

・ **2008 年 7 月 1 日：教育振興計画が閣議決定される**

Ⅴ 教育振興基本計画の内容の検討－08.4 中教審案と閣議決定されたものとの比較－

・ **具体的な施策では中教審案にいくつか修正、加筆が加えられている**
- ➢ 「目指すべき**教育投資**の方向」の項
  - ✧ 「上述した教育の姿の実現を目指し、必要な予算について財源を確保し、欧米主要国と比べて遜色（そんしょく）のない教育水準を確保すべく教育投資の充実を図っていくことが必要である」（08.4 中教審案）が、「上述した教育の姿の実現を目指し、OECD 諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考の一つとしつつ、必要な予算について財源を措置し、教育投資を確保していくことが必要である」（閣議決定）となり、OECD の水準は「参考の一つ」に格下げされた

- ➢ 「**教育に対する財政措置**の効率的かつ重点的な運用」の項
  - ✧ 「国は、教育振興基本計画に掲げられた施策の推進について所要の財政上の措置を講じていく必要がある」（08.4 中教審案）が削られ、「国と地方公共団体が、それぞれの役割を踏まえ所要の財政上の措置を講じていく必要がある」（閣議決定）となり、国の責任が拡散される。また「新たな施策を講じるに当たっては既存施策の廃止・見直しを徹底することが必要である」との財政拡充の歯止めとも取れる文言が付加された

- ➢ 「**留学生** 30 万人計画」は文科省の計画策定から関係府省が連携して推進する計画に格上げ
  - ✧ その背景には 6 月 27 日に閣議決定された「骨太の方針２００８」がある。「骨太の方針」は「教育の大胆な国際化を進めるため、平成 20 年度中に、グローバル 30（国際化拠点大学 30）（仮称）を始めとする、留学生 30 万人計画を策定し、具体化を進める」「留学生の就職支援、海外での情報提供・支援の一体的取組等を進め、2020 年を目途に留学生数を 30 万人とすることを目指す」ことを決めていた
  - ✧ もちろん、「留学生 30 万人計画」は経済界が構想するグローバル時代の生き残り戦略である「東アジア共同体」と密接に関連した施策
    - 日本経団連：「外国人受け入れ問題に関する提言」（2004.4）、「対外経済戦略の構築と推進を求める―アジアとともに歩む貿易・投資立国を目指して―」（2007.10）
    - それらを受けたもの：教育再生会議「留学生１００万人計画」（2007.4）、アジア・

ゲートウェイ戦略会議「留学生３５万人計画」(2007.5)、中教審留学生特別委員会「留学生３０万人計画」

- なお、大きな加筆・修正が加えられたのは、**子どもの体力向上**に関する項目
  - 中教審案で「子どもの体力向上に向けた総合的な方策の推進」にまとめられていた記述が、閣議決定では「子どもの体力向上に向けた総合的な方策の推進」と「全国体力・運動能力等調査の実施と体力向上の取組の推進」「地域における身近なスポーツ環境の整備」に分離、詳述、具体化された。その主なものは、
    - 「子どもの体力向上に向けた総合的な方策の推進」には「新学習指導要領における小・中学校の体育・保健体育の授業時数の増加」が加筆
    - 「全国体力・運動能力等調査の実施と体力向上の取組の推進」では調査をふまえた取り組みにより昭和６０年頃の体力水準を目指す
    - 「地域における身近なスポーツ環境の整備」では、総合型地域スポーツクラブの整備

- 「**私学助成**の推進」も加筆
  - 「私学助成その他の総合的な支援」として「私立大学等については、各大学等の特色を活かせるきめ細かな支援を行い、教育研究活動の活性化を促進する。また、経済的理由から授業料の納付が困難な児童生徒に対して私立の高等学校等が行う授業料減免事業に対する支援を行うとともに、私立の幼稚園が実施する地域における子育て支援活動等に対して支援を行う。私立学校の教育研究施設の耐震化等を支援する」
  - なお「私立学校の振興」も新しく起こされ、「私学助成、国公私を通じた教育研究支援や学校法人に対する経営指導など各種の方策により、私立学校の教育研究の振興を図る」との文言も

- **なお、**中教審案で書き込まれた**愛国心と道徳教育はそのまま**
  - 「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する」と改悪教基法を具体化し、道徳教材への国庫補助制度の創設や武道の振興などに取り組むとする（08.4 中教審案・閣議決定）

- **幼児教育**に関する記述もそのまま：早期からの能力開発への期待とともにこの国の秩序維持、発展等に資する子どもの育成があからさまに語られている
  - 「早い段階で能力と責任感を備えた社会の構成者を育成し、将来も含めた社会の安定や発展にも資することが期待される」（08.4 中教審案・閣議決定）

Ⅵ 教育振興基本計画に対する取り組みについて

① **憲法と「子どもの権利条約」をいかす教育を：**教育振興基本計画は「教育改革」「愛国心」を含む国の教育施策の具体化を図るもの。したがって、具体化される施策が憲法や「子どもの権利条約」に背かないものかを検討、批判し、組み直す必要がある。たとえば、施策が日本も承認した以下の「子どもの権利条約」から見てどうなのか、など。

「子どもの権利条約」　第 29 条　（教育の目的）

締約国は、子どもの教育が次の目的で行われることに同意する。

a.子どもの人格、才能ならびに精神的および身体的能力を最大限可能なまで 発達させること。
b.人権および基本的自由の尊重ならびに国際連合憲章に定める諸原則の尊重 を発展させること。
c.子どもの親、子ども自身の文化的アイデンティテイ、言語および価値の尊 重、子どもが居住している国および子どもの出身国の国民的価値の尊重、 ならびに自己の文明と異なる文明の尊重を発展させること。
d.すべての諸人民間、民族的、国民的および宗教的集団ならびに先住民間の 理解、平和、寛容、性の平等および友好の精神の下で、子どもが自由な社 会において責任ある生活を送れるようにすること。
e.自然環境の尊重を発展させること。

② 教育振興基本計画は教育の理念や目標という教育内容にかかわるものを含めて国の意図を画一的に徹底し（中央集権化）、教育における地方自治を空洞化する道具となる危険性がある

- したがって、そうした具体化を許さない取り組みを地方レベルで展開する必要がある
- 押さえておくべきこと：教育振興基本計画を地方でそのまま具体化する義務はない
  - 改悪教育基本法第 17 条 2 項の「参酌」について：前述
  - 最高裁旭川学テ判決（1976 年 5 月 21 日）：教育における地方自治の原則から根拠のない国の要求については地教委が独自に判断すべきと判示
    - 判決：「現行法制上、学校等の教育に関する施設の設置、管理及びその他教育に関する事務は、普通地方公共団体の事務とされ、公立学校における教育に関する権限は、当該地方公共団体の教育委員会に属するとされる等、教育に関する地方自治の原則が採用」。文部大臣が「地教委に対し本件学力調査の実施をその義務として要求すること」が「教育に関する地方自治の原則に反することは、これを否定することができない。」「文部大臣が地教行法五四条二項によって地教委に対し本件学力調査の実施を要求することができるとの見解を示して、地教委にその義務の履行を求めたとしても、地教委は必ずしも文部大臣の右見解に拘束されるものではなく、文部大臣の右要求に対し、これに従うべき法律上の義務があるかどうか、また、法律上の義務はないとしても、右要求を一種の協力要請と解し、これに応ずるのを妥当とするかどうかを、独自の立場で判断し、決定する自由を有する。」

おわりに

- 教育振興基本計画の策定過程から言えること：文部科学省は教育費を確保し、教育条件を整備する能力に欠ける
- 一方、教育振興基本計画には新指導要領の内容が盛り込まれており、教育予算の裏付けがないまま「具体化」され、そのツケを教職員が負わされることも考えられる
- 地方レベルで教育振興基本計画を正しく「参酌」させる取り組みが必要
- 教育振興基本計画は「特段の事由がある場合には、計画期間の途中に見直し」することを自ら謳っている　→　したがって、見直し（修正、廃止を含めて）を求めていく活動も必要
- 貧困な教育予算を増額させる国民的運動を強めることが求められる